

土木工事編（3） 第Ⅸ編 機械設備

一部改定 新旧対照表

平成27年11月1日以降適用

長野県建設部



土木工事編(3) 第 編 機械設備 新旧対照表

現 行

改 定

(2) 標準据付工数  
ダム施工機械設備の据付工数は、表-5・4を標準とする。

表-5・4 ダム施工機械設備標準据付工数

区 分	標準据付工数		職種別構成割合(%)	
	据付質量 (t)	標準据付工数 (人/t)	機械設備 据付工	普通作業員
コンクリート打設設備	50未満	$y = 8.1$	85	15
	50以上	$y = \frac{28}{\sqrt{x}} + 4.1$		
骨材生産設備	200未満	$y = 6.3$		
	200以上	$y = \frac{65}{\sqrt{x}} + 1.7$		
コンクリート生産設備	30未満	$y = 6.7$		
	30以上	$y = \frac{19}{\sqrt{x}} + 3.2$		
セメント貯蔵・輸送設備		$y = 5.0$		
骨材貯蔵・輸送設備	50未満	$y = 7.9$		
	50以上	$y = \frac{40}{\sqrt{x}} + 2.2$		
濁水処理設備	10未満	$y = 7.4$		
	10以上	$y = \frac{11}{\sqrt{x}} + 3.9$		
コンクリート冷却設備	1未満	$y = 39.7$		
	1以上	$y = \frac{37}{\sqrt{x}} + 2.7$		

新規制定

- (注) 1. yは標準据付工数(人/t)、xは区分毎の据付質量(t)である。据付質量は据付対象となる設備の部品、機器単体品を含む総質量である。  
 2. 標準据付工数は、準備、据付け、試運転調整(無負荷運転)、後片付けまでであり、掘削工事、基礎工事、塗装工事及び機側までの配線、配管工事は含まないものである。  
 3. コンクリート打設設備の標準据付工数は、ケーブルクレーン(軌索式を含む)及びジブクレーン(走行式)の据付けの場合のものである。  
 4. 骨材生産設備において、設備の内容、規模等から細分化する場合の取扱は、製作工数に準ずる。  
 5. 標準据付工数は、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。  
 6. 付属設備を別途単独で据付けを行う場合の積算については、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

土木工事編(3) 第 編 機械設備 新旧対照表

現 行	改 定	備 考														
<p>3-3 機械経費 据付けに係る経費は、必要に応じて簡易ケーブルクレーン等について積上げ計上するものとする。</p> <p>4 解体撤去費</p> <p>4-1 材料費 解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-2 解体撤去工数 解体撤去に要する必要工数を積上げ計上するものとする。</p>	<p>3-3 機械経費</p> <p>(1) 機械器具に係る経費は必要に応じて、簡易ケーブルクレーン、ウィンチ、ワイヤロープ、溶接機、空気圧縮機(排出ガス対策型)等について計上するものとする。</p> <p>(2) クレーン等は最大部材質量、吊上げ高さ、作業半径等を考慮して据付条件に適合した規格を決定し、台数、運転日数を別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>(3) その他機械器具 溶接機機械経費の積算は、次式による。 溶接機機械経費 = 据付労務費 × 溶接機機械経費率 (%) 据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。 なお、溶接機機械経費率は、表-5・5によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-5・5 溶接機機械経費率 (%)</p> <table border="1" data-bbox="1632 588 2359 703"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>溶接機機械経費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-4 試運転費 各設備単独の試運転調整工数は据付工数に含まれているので計上しないものとする。 ただし、試運転用の電力等は別途積算するものとする。</p> <p>4 解体撤去費</p> <p>4-1 材料費 解体撤去に係る材料費は、積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-2 解体撤去工数</p> <p>(1) 解体撤去工 ダム施工機械設備の解体撤去工数は、次式による。 <math>Y = w \times y</math> Y : 設備区分毎の解体撤去工数 (人) w : 設備区分毎の解体撤去質量 (t) y : 設備区分毎の標準解体撤去工数 (人/t)</p> <p>(2) 標準解体撤去工数 ダム施工機械設備の解体撤去工数は、表-5・6を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-5・6 ダム施工機械設備標準解体撤去工数</p> <table border="1" data-bbox="1513 1438 2478 1606"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">標準解体撤去工数</th> <th colspan="2">職種別構成割合(%)</th> </tr> <tr> <th>解体撤去工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム施工機械設備</td> <td>標準据付工数×40%</td> <td>75</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 表中の標準据付工数は、表-5・4によるものとする。ただし、yは標準解体撤去工数(人/t)、xは解体撤去質量(t)とする。 解体撤去質量は、転用する機器及び機器取出しのために解体する部材の総質量である。 2. 標準解体撤去工数は、当該設備の主な機器を他に転用する場合のものであり、準備から別途輸送が出来るまでの解体、小運搬、集積、後片付けまでとする。 3. 標準解体撤去工数は、トラッククレーン等により解体撤去可能な場合のものである。</p>	区 分	溶接機機械経費率	ダム施工機械設備	0.5	区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合(%)		解体撤去工	普通作業員	ダム施工機械設備	標準据付工数×40%	75	25	<p>新規制定</p> <p>新規制定</p> <p>新規制定</p>
区 分	溶接機機械経費率															
ダム施工機械設備	0.5															
区 分	標準解体撤去工数	職種別構成割合(%)														
		解体撤去工	普通作業員													
ダム施工機械設備	標準据付工数×40%	75	25													
-5-3	-5-3															

土木工事編(3) 第 編 機械設備 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>4-3 機械経費 ラフテレーンクレーンの運転日数は、別途積上げにより計上するものとする。</p> <p>4-4 解体撤去工賃金、間接費 解体撤去工賃金、間接費は、機械設備据付工賃金、間接費を採用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">-5-3</p>	<p>現行のとおり。</p> <p style="text-align: center;">-5-3</p>	